

(件名)

「東日本大震災の教訓」への‘ふじのくに’危機管理計画の対応方針

(危機管理部)

1 要 旨

- ・ 3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波や原子力発電所の事故は、東海地震の切迫性や東海・東南海・南海地震の連動性が指摘される中、本県の防災対策を見直すべき大きな教訓を与えるものである。
- ・ 「‘ふじのくに’危機管理計画」は、あらゆる危機事案に対して全庁をあげて迅速に対応できるよう策定するものである。
- ・ 東日本大震災の教訓を生かし「**地域防災計画編**」における**津波対策や原子力災害対策の見直しを行うためには、新たな科学的知見（科学的な根拠）に基づく被害想定の変更や国の防災指針等の改定が必要である。**
このため、今回の計画は、本案のとおりに進め、東日本大震災の教訓への対応は、次のとおりとすることとし、必要な改正を適宜実施することとする。

2 津波対策

(1) 短期的対応

- ・ 例年7月実施の「津波避難訓練」を5月に前倒し、「緊急津波避難訓練」として実施
- ・ 「静岡県津波対策会議」を設置し、沿岸部の津波対策施設の安全性や機動性、津波避難計画策定指針等東海地震に対する本県の津波対策をソフト面からハード面まで総合的に総点検し、県として必要な対策を講じる。
- ・ 具体的な対策としては、避難計画（避難場所、避難ルート、避難施設、津波避難ビルの耐震性・耐浪性や高さ）の点検と避難徹底、津波対策施設の機能点検などの徹底が考えられる。
- ・ 静岡県防災・原子力学術会議に「津波対策分科会」を設置し、専門的・学術的な観点から本県の津波対策への御意見を伺う。

(2) 中長期的対応

- ・ 中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、**今秋を目途に取りまとめが行われ、防災基本計画の修正が行われる見込み**である。これを踏まえ本県の**地域防災計画の見直し等**を行う。(次頁の通知 参照)
- ・ 中央防災会議の「東海・東南海・南海」3連動地震の検討結果を踏まえた**津波対策の総合的な検討**（地震被害想定の見直し、津波対策施設の見直し、避難地・避難路の見直し等）等

3 原子力関係

- ・ 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた浜岡原子力発電所の津波対策等については、国の指示に基づく対策の実施状況の確認結果について、国に説明を求めるとともに、県民の安心の観点から、静岡県防災・原子力学術会議において、中部電力の対応等を検証していく。
- ・ 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ/現状は原子力発電所の半径10km）の見直しが必至であり、**国の防災指針^(※)の見直しに即して対応していく**。これに併せて、「**地域防災計画編**」の見直しを行う。 ※…「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）

4 ‘ふじのくに’危機管理計画における対応

- ・ 短期的対応における県津波対策会議の検討結果を踏まえた“ふじのくに”危機管理計画「地域防災計画編 資料の巻」等の修正（避難避難施設等の追加、避難地の変更など）
- ・ 中長期的対応における中央防災会議での検討結果を踏まえた“ふじのくに”危機管理計画の「地域防災計画編」等の見直し。

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）

地域防災計画等に基づく防災体制の整備については、かねてから御尽力いただいているところですが、東日本大震災において甚大な被害が生じたことにかんがみ、中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されたところであり、今秋を目途に取りまとめが行われ、その後、防災基本計画の修正が行われる見込みです。

これを踏まえ、必要に応じ、改めて地域防災計画の見直し等を行っていただくこととなりますが、今回の災害の主な特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要とされていること等が挙げられます。これらの点を踏まえ、現時点において、御留意いただきたい事項等下記のとおり取りまとめましたので、防災体制の緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。あわせて、これらの事項等に限らず、地域の実情に応じて、必要な緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、東日本大震災の余震やそれに伴う津波への対応についても、あわせて御留意いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び関係機関にもこの旨周知の上、その徹底を図られるようよろしく申し上げます。

本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

I 被害想定等について

1 大津波等による被害の想定について

東日本大震災を踏まえ、地震のみならず、特に大津波について、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも、必要に応じ考慮されていること。

また、これにあわせて、沿岸部の地形や都市化等の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等についても検討が行われていること。

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応について

今回の災害では、災害対応を行う市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じたことにかんがみ、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県等からの迅速な支援のあり方などについて、検討、整備が行われていること。

II 避難対策等について

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等について

津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を未だ定めていない市町村にあつては、速やかな作成の検討、策定がなされるとともに、基準を定めている市町村にあつてもその内容の再点検が行われていること。また、避難指示等の住民への伝達が迅速かつ確実に行われる体制となっていること。

さらに、情報伝達時、避難時等において災害時要援護者に配慮された体制が確保されていること。

2 津波に関する避難指示等の住民への伝達手段について

今回の災害では、避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたところであり、未整備の団体にあつては早急な整備に努められていること。また、災害に強く、かつ住民に確実に伝達されるように整備がされていること。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保が検討されていること。

III 災害応急対策等について

1 初期の情報収集手段について

津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段が検討されていること。

2 防災事務に従事する者の安全確保について

避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保についても配慮されていること。

3 住民の安否情報の確認について

住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否について、迅速な確認や情報提供等を行うための方策が検討されていること。

4 中・長期にわたる災害対応について

災害対応が中・長期間にわたることも、必要に応じ考慮されていること。

とりわけ、避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染などが懸念されるが、これらへの対策が検討されていること。また、中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう非常用電源設備の整備が行われていること。

IV 災害予防等について

1 物資等の備蓄・輸送等について

今回の災害では、燃料が不足し、災害対応に支障を来したことから、災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど、備蓄しておくべき物資の品目、数量等が検討され、確保されていること。

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされていること。

また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、受援計画等について検討、整備が行われていること。

3 住民の防災意識向上のための普及啓発について

津波は第1波よりも第2波以降の方が大きくなる可能性があることなど、正確な知識の普及を始め、住民の防災意識向上のための普及啓発を一層推進すること。

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当 小野山、上坂、長崎

電話 03-5253-7525

FAX 03-5253-7535